

内閣委員會議録 第二十六号

昭和三十四年三月三十一日(火曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 内海 安吉君

理事岡崎 英城君 理事高瀬 傳君

理事高橋 順一君 理事飛鳥田一雄君

理事受田 新吉君 理事木原津與志君

植木庚子郎君 小金 義照君

額綱 彌三君 谷川 和穂君

橋本 正之君 保科善四郎君

西ヶ久保重光君 石橋 政嗣君

石山 權作君 柏 正男君

中原 健次君

出席政府委員

總理府総務副長 佐藤 朝生君

厚生政務次官 池田 清志君

厚生事務官 森本 潔君

(大臣官房長)

厚生事務官 小山進次郎君

(大臣官房審議官)

厚生事務官 高田 浩運君

(兒童局長)

厚生事務官 河野 鎮雄君

(引揚援護局長)

農林政務次官 石坂 繁君

農林事務官 齋藤 誠君

(大臣官房長)

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

三月二十八日

委員町村金五君辞任につき、その補欠として谷川和穂君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件
厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号)
農林漁業基本問題調査会設置法案(内閣提出第九三三号)

○内海委員長

これより會議を開きます。厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を許します。受田新吉君。

○受田委員 年金関係の質問に就いて、今回の改正点の一つである千鳥ヶ淵墓苑の性格その他をお尋ねいたします。

改正案の中に千鳥ヶ淵戦没者墓苑の規定を掲げておられますが、まず最初に向っておきたいことは、おととい盛大に除幕式が行われたわけですが、この千鳥ヶ淵戦没者墓苑といふものが何を対象として作られたものであるか、戦没者ということになる

と、その戦没者の意義、概念といふものはどういふところに置かれてゐるか、靖国神社に祭られておる戦没者と千鳥ヶ淵墓苑の戦没者との関係はどうかといふ点について、まずお答えを願ひたいと思います。

○河野政府委員 戦没者墓苑の性格のお尋ねでございますが、こゝにいたるものを國で作つて参りました趣旨をお話し申し上げますとその辺がはっきりいたすのではないか、かように存する次第でございます。

今次大戰におきまして戦没されました方々の御遺骨は、十分にこれを処理するひまのないままに終戦を迎えられた次第でございます。政府といたしましては、その処理につきましては終戦以來非常に深い関心を持っておつたのであります。平和条約が締結されま

した戦没者の全体につながるものでございまして、いわば象徴的遺骨といふふうに考え、こゝにいたる御遺骨をお納めいたします御遺骨は、今次大戰の納めいたします御遺骨は、今次大戰の各戦域にわたつて戦没されました無名の遺骨で、これは各戦域で死没されま

した戦没者の全体につながるものでございまして、いわば象徴的遺骨といふふうに考え、こゝにいたる御遺骨をお納めいたします御遺骨は、今次大戰の納めいたします御遺骨は、今次大戰の各戦域にわたつて戦没されました無名の遺骨で、これは各戦域で死没されま

した戦没者の全体につながるものでございまして、いわば象徴的遺骨といふふうに考え、こゝにいたる御遺骨をお納めいたします御遺骨は、今次大戰の納めいたします御遺骨は、今次大戰の各戦域にわたつて戦没されました無名の遺骨で、これは各戦域で死没されま

した戦没者の全体につながるものでございまして、いわば象徴的遺骨といふふうに考え、こゝにいたる御遺骨をお納めいたします御遺骨は、今次大戰の納めいたします御遺骨は、今次大戰の各戦域にわたつて戦没されました無名の遺骨で、これは各戦域で死没されま

ございます。もつとも戦域が非常に広うございまして、各地点にわたつて、また全部の遺骨を納めるということは實際問題として不可能でございます。で、おもなる地点について収骨して参る、かような事情にあるわけであります。ただソ連地区であるとかあるいは中共地区についてはいろいろの事情がございまして、まだ十分の収骨が終つておらない。ソ連地区については御承知のように国交も開けておりまして、従ひまして先方とも相談をして何らかの措置をとりたいと存じて協議中でございます。まず実情をつまびらかにすることが必要でございますので、たとえばどこにどういふふうな葬られておるか、ソ連地区については南方の戦域と違ひまして、大体墓地に埋葬されておるわけであります。どの地点にどの程度納められておるか、また氏名の判明しておるものはどんなふうな状況になっておるのか、その辺の事情の調査を外務省を通じて先方に依頼いたしておる次第でございます。その結果を待ちまして善処いたしたいと考えておるわけでございます。それから中共地区については、先般紅十字会の代表の方々がお見えになりました際に、日赤を通じて収骨のお話を申したのでございまして、先方のお考えとして、そういうことは中国側で処理してお届けする、こゝにお返事をいたしておるわけであります。その一部については一昨年の暮れに相当とま

けでございませう。その他のものについてもさらに処理していただけるように期待をいたしておるわけでありませう。

○受田委員 近衛正子さんが御主人の遺骨をソ連に迎へに行かれた、これはわれわれとしてはほんとうに胸の迫る思いをいたしたのでございませうが、特定の人だけしか国交の回復されているソ連に行くことができない、こういうことはやはり不公平である。同じ肉身をソ連地区に残している家族の身の上から見たならば、近衛さんだけその恩典に浴して、われわれはどうしてこれののだという気持ちが内在しておると思ふのです。こういう具体的な旅行便宜とかいふようなものについては、厚生省としては外務省と十分折衝しておられると思うのですが、局長さんの今の御説明では、なお具体的な内容を明らかにいたしておらないのですが、お示しを願ひたいと思ひます。

○河野政府委員 お話の近衛さんの御遺骨につきましては、御遺族の方が、先方からのお話もございまして、御自分の責任においてと申しますか、国とは関係なしに、ちょうどいに出向いておるわけでございます。その当時から実は私も、先生からお話のございましたように、特定の人だけの問題としてこの問題を処理するのは適当でない。かといひまして、そういった具体的なケースが出て参りました際に、それをチェックするということもまた適当でないということ、それはそれとしてお進め願つたわけでございますが、その他の御遺骨を、全然われ関せずえんというふうな態度でいるのはまさに適当でないというふうに考えまして、先ほどお答え申し上げましたように、

全般の状況をまず把握いたしました上で処理を考えていきたい、こういうふうなことで準備をいたしておる次第でございませう。

○受田委員 具体的に申し上げて、旅費ができれば、遺骨収集のためにソ連にも行けるという形になっておりますか。

○河野政府委員 ごく少数のものでございませう、そういうふうな特別の方法がとられたわけでございますが、同じような趣旨で、今後問題が出て参りました場合に、それがいいとか悪いとかいふふうなことを言うのは適当ではないと考えるのでございませうけれども、やはりこういったものは本来、本筋から申しますれば国の責任において、一定の方針のもとに処理をしていくことが適当ではないか、かように考えておる次第でございませう。

○受田委員 国の責任を具体的に申しますと、さつき申されたような調査が進んで、集団的にその遺族を現地へ派遣する、こういうような形ですか。

○河野政府委員 これは先方のお考え方と申しますか、先方の御協力を得なければできない問題でございませうが、できることなら南方でやりましたと同じような方法がとれないものかどうかというふうな心配でございませう。それには、南方におきましては、ほとんど全部が戦場に野ざらしに放置されておるといふふうなことでございませう。ソ連地区におきましてはそういう状況にはございませう、一応共同墓地に埋葬されておるといふふうな事情にありませう。若干遠う点だと思われませう。従ひまして、全部の墓地を掘り起

して持つてくるというふうなことが適当であるかどうかというふうな点につきましては、なおもうちょっと検討を要するのではないだろうかと思ひますが、いずれにいたしましても慰霊団と申しますか、御遺族を含めたそういうものが派遣可能でございませうれば、そういう方法をとつていきたい、かように考えております。

○受田委員 これはソ連とすでに国交の回復を見ている現段階においては、南方諸地域と同様に、ソ連政府と折衝して、現地にその遺骨収集団を派遣するという形は私には取り急いでいいのじゃないか。むしろそういうことをつなぎとして、日ソ国交をいよいよ増進せしめる上においても、私は役立つと思うのです。そういう努力が、いかにもおおそいテンポで進められていて、停止されているのじゃないかという印象さえ与えるわけなんです。外務省と御一緒に、もう少し馬力をかけて、この問題の解決に御尽力願ひたいと思ひます。

なお今度の千島ヶ嶺の戦没者の墓苑は、これはいわゆる無縁仏、無縁仏については厚生省で、あるいは地方の世話課で、遺骨を安置してずっと来ておられるのでありますが、そうした寄るべなき英霊のお骨というものをこの墓苑の中に入れておけるという性格を持つておるかどうか、これもお答えを願ひたい。

○河野政府委員 その点につきましては、先ほども実は間接的にお答えをしておるわけでありませう。無縁仏といふとちよつと実体と感じが少し違ふのであります。なるほど御遺骨は氏名が判明いたしませんし、従つて御遺族にお

渡しできないものでございませうが、むしろ無縁の骨というよりは、先ほどもお答え申し上げましたように、各戦域の全戦没者の御遺骨を象徴して、各戦域のもの、全戦没者の御遺骨につながつておるものというふうな私どもは観念をいたしておるわけでありませう。この間の追悼式におきまして、そういう趣旨で、全戦没者の追悼を考へまして取り行なつた次第でございませう。

○受田委員 遺骨の受取人のないもの、氏名不詳のもの、こういう人々の、いわゆる無縁仏の今後の扱ひ方はどうなるわけですか。そういう人々の遺骨は、厚生省や地方の世話課などが仮安置しておつたそのお骨は、どこへどういふふうにお納めすることになるわけですか。

○河野政府委員 氏名の判明しておりますものは、全部各都道府県にお渡しをしておるわけでございますが、氏名の判明してありません御遺骨につきましては、全部これを国にまかして、今回完成いたしました墓苑にお納めする、かようにいたしたいと考えております。

○受田委員 そうしますと今度の墓苑は、そうした氏名不詳の遺骨をそこへ納める。しかし氏名は判明しておるが引取人のない遺骨は今後どうなるわけですか。

○河野政府委員 氏名の判明しておりますものにつきましては、県にお渡しいたしまして、その中で御遺族にお渡しできないものもあるかと思ひますが、そういうものは県の施設に納めた、かように考えております。

○受田委員 氏名が判明しておる遺骨で引取人がないもの、もちろん引取人

があるものは当然御遺族に渡るわけですが、遺族に渡らない、引取人がない氏名判明の遺骨があるわけですね。それは地方でどういふふうな……今ちよつとはつきりしなかつたのですが、どこへお納めすることになるわけですか。

○河野政府委員 各府県にお渡ししておるわけでございますが、大体の府県におきましては納骨施設を持つておりますので、そこへお納めをしておるようでありませう。若干の府県におきましては、陸軍墓地とかあるいはお寺にお預けしておる向きもあるように承知をいたしております。

○受田委員 氏名が判明しておる遺骨は一切墓苑の中には納めない、たとひ引取人がなくても納めないという原則が確立しておるのでございませう。これも一つはつきり……

○河野政府委員 その通りでございませう。

○受田委員 そうしますと、厚生省としては氏名が判明しない遺骨は、全部墓苑に漏れなく納めるといふことですね。それから氏名が判明している分は府県に一任する。しかし府県としても納骨堂があるとか、あるいは陸軍墓地があるとか、そういういいかげんな措置は、なくなられた戦死者の霊を慰めるのには、はなはだお取扱いがあいまいであると思ふのです。国として当然遺骨の処理については、適切な方法で地方へ一任しなければならぬと思ふのです。地方へ一任するといつても、基礎のない一任のされた方をしておつては、地方も大へん困ると思ふのです。いかがでしようか。

○河野政府委員 国で今回作りました

施設にお納めする御遺骨は、やはり一定のはっきりした限界を設けておくことが、性格を明らかにする意味において適当ではないか、さように考えまして、先ほどお答えしたような方針をとっておるわけでございます。府県にお渡しをいたしまして、府県で御受領願っておる御遺骨につきましては、国からも永代供養料を交付いたしておるわけでありまして、これによって各府県がそれぞれ処理をいたしておる、こういう実情にございます。

○受田委員 永代供養料の額はどの程度でございますか。

○河野政府委員 ただいま額が手元にごさいませんので、はっきりお答えいたしかねるのですが、相当の施設を設けて処理していただくに足るだけのものを差し上げてあるはずでございます。むしろ永代供養料というふうに言いますと、言葉が適当でないかもしれませんが、そういった趣旨のお金を差し上げておる、こういうことでございます。

○受田委員 永代供養料という、たとえば仏教上の永代供養という場合には、国が仏教による供養を指示するということになるわけですね。国費で仏教による永代供養料を出す、そういう宗教との関係はどういうことなんですか。

○河野政府委員 実はそういう誤解があるといけないと思って言い直したのですが、そういうふうなものというところで、仏教とは関係ない、宗教とは関係ないという建前でお出しをしております。

○受田委員 私は今度の千鳥ヶ淵公園に戦没者の墓苑ができたことに対して

は、非常に共鳴している一人なんです。あの美しい環境で、長い戦争の犠牲を受けた方々が眠っておられる。そこへ国民が自由に行つて敬意を払い、あるいはレクリエーションの場として利用してもらおうとかいうことは、国民的な観点から見ても非常にけっこうなことだと私は思つておるのです。ただせっかくこうして、いわゆる国民公園とも称せられるような形で、墓が眠つておるといふこの墓苑のあり方について、はっきりしておかなければならないことは、特定の宗教に關係を持たないこと、あるいは靖国神社といたうような、英霊には非常に關係が深いけれども、神社の形式を持つところとは關係がないこと、こういうものがはつきりしておつて、すべての宗教を超越した性格のものとして取り扱わねばならぬということであると思つております。従つて今回の墓苑の設計等についても、非常に苦慮されておると思つて、すけれども、墓という言葉を以て上、墓とは一体何かということが定義づけられなければならないと思う。一体この墓苑、墓というのは、これは宗教に全然關係のないものである、死者の霊を祭るものとしては、宗教的に超越したものであるというふうな根拠をお示し願ひたい。

○河野政府委員 お墓ということ、直接宗教との結びつきはないものと実は私も考えておるものであります。いかなる宗教に属すべくとも、その御遺骨を納めるためにお墓をお設けになり、また宗教と關係のない方も、やはりお墓をお設けになるのではないかと、かように考えるのでありまして、墓と

いのではないかと、かように考えておるわけでありまして、御質問にございまして、特に国で設置をいたし、また国で管理をするこの種の墓苑につきましては、宗教との結びつきというところに限らず、さようなことのないようにいたしたいと私も考えておる次第でございます。設計をしていただく際にもその趣旨を十分お話をいたし、設計者の方もその趣旨を体して非常に御苦心をされて、一宗一派に片寄らない、超宗教的な設計というふうなことでいろいろ御苦心をいたさうなことでいろいろ御苦心をいたさうなことで、今回完成したような施設ができたわけでありまして、私もいたしましては、宗教と關係を持たない施設として今後管理していく、かように考えておるわけでありまして。

○受田委員 墓の定義はどういうところにあるのですか。

○河野政府委員 私も正確なお答えはいたしかねるのですが、御遺骨をお納めいたしまして、それによつてなき人をしのぶやうなものである、かように考へていいのではないかと考へております。学問的にいいますと必ずしも適切なお答えではないかもしれませんが、氣持としてはそういうふうな考へておる次第であります。

○受田委員 ゆりかごから墓場までということが、厚生省のおはこの社会保障制度であり、またわれわれ社会党も、人生のすべて、生まれ落ちて死ぬまでの道のりに對する国のあたたい保障制度というものを期待している政党です。そういう意味から墓というこ

ことに解釈すれば、あらゆる宗教を超越した墓ということが考へられるわけですが、これ以上墓場の話は遠慮申し上げますが、戦争の犠牲を受けた戦士たちの霊に對しては、あたたかい思いやりといたわりを持つて、静かに眠つてもらおうという氣持を國民が持つことは、これは当然のことですから、そういうことについては厚生省として、さつき名前がわかつては引受人の引取人がない遺骨などはやはりこへ納めてあげていいのじゃないかと思ふのです。永代供養料を払つて府県にまかせるといふことでなくて、おそれる厚生省にも氏名がわかつておるが、引取人がない遺骨などがまじつて保管されたことがあるのじゃないかと思ふのですが、そういうことを考へたならば、引取人がないお骨も一緒に埋めてあげるといふお心が必要じゃないか。名前がわかつておるものはこへ入れないという原則を示されたのですが、それはやはり引取人がない霊に對しての冒瀆じゃないか。私は相済みぬと思ふのですが、厚生省としては、名前がわかつておつたらこへ納められたい、たいてい引取人がないお骨であつても納められないという原則を要するとはできないのでしょうか。

○河野政府委員 こへお納めするお骨の今後の問題につきましては、ただいまお話のございましたもののほかにいろいろ御意見はあるかと思ふのであります。ただいまの方針といたしておりますところは、先ほど来申し上げた通りでございます。一つには墓の性格というものははっきりさせておく必要があるのではないだろうかという

ふうな趣旨からも、ただいま申し上げましたような方針をとつておるわけでありまして、国がそれを管理すると申しまして、やはりこれは國民のものでございまして、今後のこの墓の運営なり性格なりの問題につきましては、そういった國民のお氣持も考へ合わせまして、慎重に善処していく必要があるのではないだろうか、かように考へております。ただ、ただいま考へておるかどうかというふうにお尋ねがございすれば、先ほど来お答えした通りに考へておる、かような事情になつております。

○受田委員 最後に局長さんにお尋ねしたいと思ひますが、今後この墓苑の維持管理ということ、やはりそうした長い戦争の犠牲者としての靈に對する敬意を払ふ意味からも、大事に行われなければならないと思つております。こがいわゆるレクリエーションの場となり過ぎて、汚れることがあつてはならない。常にある程度の壮嚴さと、そして清潔さを保持して、墓苑の体面が保てるやうに厚生省は考へておられると思ふのですが、維持管理に要する経費というやうなものは今後どの程度用意されておられるのか、及び管理方法について職員をどういうふうにしておるとか、管理者をどういうふうにしておるとか、こういうこともお聞きしておきたいと思ひます。

○河野政府委員 できまますまでは実は引揚援護局においてお世話をしていたものであります。今後の管理についてはこの法律で明らかにしてございまして、大に官房において管理を願うことになつておるわけでありまして、来年度予算にも管理費を計上しておるわ

もこの方針に変わるところはございませ

せん。児童の中におきまする身体障害

を受けている方々につきましては、特

別にそういう法律のもとにやってお

次第であります。今後につきましても

この方針に変わりはございせん。さ

らにまたそういう方々が成長せられま

して、いずれまた両性が結合されるよ

うな段階にも進んで参ろうかと思つて

であります。その際におきましては、

は、そういう方々はあるいは人知れな

い悲しみに打たれることもあろうかと

て政府の信念のあるところを示して

らいたいのです。

○池田政府委員 受田委員の重ねての

お尋ねであります。混血児の教育に

ついてどういふことをしているか、し

かしてまた混血児を残したところの進

駐軍の本国を通じてどういふふうにお

交的処置をしているか、こういうお尋

ねであります。第一点につきましては

文部大臣に答弁してもらいます。第二

点は外務大臣が当然に答弁いたすと思

います。

るということではなくして、混血児の現

在及び将来についてのあたたかい心を

もって行行政策と、責任省はどこか、

こういう問題が大事なものであって、そ

んな役所のなわ張り争いの意見を私は

聞きたくないわけですから。

○内海委員長 委員長としては、やは

りこれは厚生大臣、少くとも厚生省に

おいて統一したる政府の意見をここで

答弁すべき責任が当然あると思うので

できない限りは、せつかく再建の途上

にある日本の経済がいかに伸びたなど

と言つたて政府が手放しに喜ぶわけ

にはいかなない。日本人として生まれて

いる子供たちを取り残してはいけない

わけですから、人数がどのくらいある

か、その処遇についてはどうするか

か、そういうことも含めて、混血児と

いうものは一般の児童と差別しない

で処遇しようと言つたて、なかなか

できるものではないのですから、そう

した大きな隔たりを持つて生まれてお

の方々がこういうことを言っているの

に対して、どういふことを今考えてい

られるのか、御答弁をいただきたい。

○小山(進)政府委員 ただいま仰せに

なりました四つの問題の第一の年金給

付費が低過ぎはしないか、こういうこ

とにつきましては、仰せのごとく公職

会でもそういう意見がございまして

し、またこれまでもいろいろの方面

からそういう批判が寄せられておりま

す。この点については政府側といたし

ましては、現在の年金額がこれで十分

やってきたことがじやまになるということのないようにスタートしたい、こういうような事情で現在の年金額をとりあえずは維持していきたい、かように考えておるのでございます。

それから第二の保険料の徴収がこういうやり方ではむずかしいではないかという点でございますが、実は私もといたしましてこの保険料の徴収をどうして軌道に乗せていくかというところは、先生仰せの通りほんとうに日夜心配している点なのでございます。これは絶対的な問題といたしましては、何分にも非常な零細な被保険者から保険料もしくは保険税という形をとるとしまして、これを納めてもらわなければならぬ。こういうむずかしい問題に当面している年金制度は、実は世界の進んだ国ではあまり例がないのでございます。御承知の通り進んだ国は大体において雇用者が非常に高うございまして、国民の中心をなす人々に對する年金制度は被用者年金として処理できる。一般国民に對する年金制度は多くの場合補完的な役割しか持つておりませんので、かなり対象の数が限られていてというような利便があり得るわけでありまして、日本の場合はそれが、非常に多いというので悩んでいるわけでございますが、現在考えております方法はそういう事情からいたしまして、何としてもこれは被保険者の人々に進んで納めてもらう気持を持ち、また納めようという気持を持った場合に、納めやすい方法がとりたい、強圧的な態度をもって臨むというやり方ではどうもうまくいかない。この点とはもすれば市町村の第一線の人々は、いや日本では税ということでは上からお

かおせないととても取れませんが、こういうようなお気持から、これではむずかしいということを書いておられるのでありますが、私もそれはそれでかえっていいかぬ。なるほどスタートのところはあるいは徴収率がやや低いかもしれぬけれども、逐次将来これを上げていくようにしたい、国民の自発的な納入意欲というものを盛立てるような方法を講じていきたい、かように考えているわけでございますので、もちろん今後研究すべき問題はたくさんございまして、基本の考え方はそこに置きまして、関係者と十分相談をしつつ、三十六年の四月一日から始まりまする保険料の徴収というものに無理のないやり方で臨みたい、かように考えておる次第でございます。

断を續けていけば診断し得る状態があり得るわけでありまして、ところが今のように症状が固定するしないだけを基本にして問題をきめようとはしますと、実際上はそういうふうな障害としてはもうよくなる見込みのない人々も、はずさざるを得ないという結果になるわけでございますが、内科疾患の場合には、その扱いが非常に不公平になるわけでございます。こういう事情からいたしまして、現在厚生年金等の被用者保険の場合には、症状が固定したかしないかということで区別をしないで、三年間療養していつてそれでなおるか

なならないかというふうなことで、かりに三年間治療していつてなおらない場合におきましては、症状が固定していなくともなおらない、つまり障害がよくならないというその事情に基づいて、障害年金を出さずという仕組みをとっているのではありませんが、これは精神なりあるいは結核についてはどうしても考えなければならぬ問題になるわけでありまして、そういう事情からいたしまして、国民皆保険が完成をいたします三十六年以降においては、そのときの保険財政の事情を十分見きわめつつ、内部障害といわれるこれらの疾患も逐次入れるようにいたしていきたい、こういうふうな専門家の間の検討を経ました上で現在きめているわけでございます。

それから第四の年金事務費の問題でございますが、これにつきましては問題が二つございまして、一つの問題は、来年度援護年金の支給をやってもいいますために、その事務を取り扱ってまいります市町村に、一件あたり五十円というところで差し上げることにして組

んである費用が少な過ぎるという問題が一つ。それからもう一つは、保険とは別に、およそ国民年金のような複雑かつ膨大な仕事をこなすには、何としても事務的な準備が不十分ではないか、こういう二つの問題であったわけでございます。前段の問題につきましては、いろいろこれまで検討いたしました結果、援護年金処理に要する費用として見ますならば、さしあたり来年度の分はこれで足りるであらう。この点は地方団体を代表して言われた公述人もさように申しておるわけでございます。ただし将来は援護年金の仕事と違つて、非常に複雑でむずかしい仕事を引き受けるのだから、これと同じ程度なんというふうな考えたらとんでもない間違いだぞ、こういうことを強く言われたわけでございます。この点私どもも全く同様に考えておりますので、明年度以降の場合にはそのような問題については十分備えて臨みたい、かように考えておる次第でございます。

○石山委員 あなたの御答弁を聞いていますと、ずっと前に聞いたのと同じで、公述人から御意見を聞いたあとで、それではこういうふうにしなさいというふうな御意見があまり聞かれないのです。それでは私の質問の趣旨じゃないのです。ああいうふうに公述人がいろいろなことを言ったことに対して、たとえ政府はこういうふうにして、たとえ政府はこういふふうにして、これに對処していきたいとか、局全体としてはこういうふうな考えであるとか、前段の説明を聞きかたつたのです。十一日にやったばかりだから、それに答える具体策というものはそんなに簡単に出来ないということになれ

ば、それもまた無理もないことだと思ふのですが、ただここであなたの御説明のうちのうちで特に考えられた点は、国井さんという方ですが、この人の言うのは、政府の考えておるところは年金じゃない、保険制度だと言つておるのです。あなたの御説明を聞くと、なるほど保険の金利ばかり一生懸命心配してしまつて、これが普通いわれておる社会保障の一環をなしておるものだという説明には少し遠いような気がするのです。たとえばあなたのおつしやる通りが正しいとするならば、これは政務次官もいられるが、政府のやり出し惜しみだと思ふのです。金を出さないということなんです。選挙の公約だからこれはやらなければならぬというわけで、総予算のうちから百十億ばかりつんで、忘れていないのだよという見せかけの調子じゃないのですか。これはやはり国民をだました選挙公約だと思ふのです。特に口をそろえて言われておることは、給付の問題については、社会党案に近づけるように工夫したらどうかということ力を説かれておるわけなんです。社会党の案は、皆さんから言わせると、理想だ、現実から離れていることだ、そういう片づけでしょう。けれども、理想だということとは確かにいいことだ、いいことだということとは確かにいいことだ、いいことだ。社会党の考えたこと、厚生省が今考えて進めていく給付の問題が、一体どこに合ふのだ。まさか社会党の言いは馬の耳に念仏で、いいかげんに聞いているのじゃないでしょう。一体どこで合せるのです。

○小山(進)政府委員 私の申し上げ方

があるいは悪かったのかもしらぬと思
いますけれども、実は先ほど先生が
おっしゃいました四つの問題は、昨年の
夏以来私どもの間では単に部内だけで
なく、地方団体との間におきましても、
あるいは農業団体との関係におきまし
ても、いろいろもみ、かつまた新聞の
論説委員等の意見も聞いて実は十分検
討して、現在の段階ではやはりいろいろ
のプラスとマイナスはあろうけれど
も、これでスタートしなくてはなるま
い、かように判断をきめた問題であつ
たわけでございます。従つて指摘され
ることについては、一々私きわめて正
直に申しまして、指摘される点として
は、こういうことはあり得るといふこ
とを承知もしており、かつある立場か
らすれば、まことにもつともな指摘だ
と思ふことだけでございます。ただそ
れだけに実は十分消化したつもりのも
のでございますので、現在の段階にお
きましては、前提が大きく変れば別で
ございませうけれども、変らなければや
はりこういうふうな判断をいたさざる
を得まい、こういう気持がありましたの
で、やや事務的に申し上げ過ぎたの
だと思ひますけれども、この点は御了
承いただきたいと思います。

なつて、そのときの国民の負担と国庫
負担がどうなるかというのを計数的
に明らかにしておくことが、根本的な
前提になるわけでございます。ところが
この点の前提が、もちろんこれは決
して悪く申し上げる趣旨ではないの
で、そのことが非常にむずかしい数字
計算を伴うので、なかなかおかしにな
らないのでございますが、どうも私ど
もあの案を、与えられた程度の条件を
もとにして検討したところでは、とて
もおっしゃつておるような金でできる
はずはない、こういうふうな判断をせ
ざるを得ないわけなのでございます。構
想としてはいろいろ教えられる点が多
うございまして、私も個人的にはあ
の立案にお当りになられました先生方
から、いろいろな点において御批判な
りお教えをいただいておりますけれど
も、どここの点で両方の案が一致する
かという点になりまして、これはどう
も今のところなかなか確定的には申し
上げにくい。しかしそのねらいとい
まして、国民年金制度というもので
国民全体を何とかして包括しようとし
ている点、それから制度がいろいろ動
きましてもその間に被保険者なりある
いは国民の立場からいってロスが全然
ないという点は社会党の案の非常にい
い点でございます。これはまた同時に
裏返していえば、現在私どもの作業で
一番欠けている点でございます。従つ
てそういう面については一つ将来逐次
取り入れるようにしていきたい、かよ
うに考えております。

今度の厚生省の構想で進んでいくと、社
会党がほんとに出したその初年度の案に
追いつくのに——私は追いつきたい
と思ひますが、そういう案に今の厚生
省の構想では何年くらいいたてば追いつ
くか。大体一つの形のできた——完備
ではないのですが、やや形の整った時
期というのはいつなので、どのくら
いを見積つておりますか。
○小山(進)政府委員 これは確定した
時期を申し上げることは非常にむずか
しゅうございまして、かねがね申し上げ
ておりますように、先ほど申し上げ
た国民全部を何とかして漏れなく年金
制度に入れていく、これは通算調整の
問題でございますが、何とかして三十
六年の四月にスタートをするときまで
にそれに追いつけるように努力をして
いきたい、かように考えておるわけ
でございます。

○石山委員 きょうは内容については
非善悪をやるつもりはない。全般の問
題と関連してやっているので、内容は
その程度でいいのですが、ただ今度は
お金が入るとなると長期的な問題。そ
れは国民の財産であると同時に、その
使用法いかんによつては国民の経済
自体に大きな影響を与えてくるわけ
です。この前私は大蔵省の関係の方に一
つ来ていたところと言つたら、いやい
や大丈夫、厚生省でやれるというお返
事だったのですから、そうした場合
のお金の使い方、それから積み立て方
式、それに長い年月でございまして
ら、物価に変動があるいは貨幣価値
に変動が起きるわけです。それに対し
てどういふふうな処置を講じるかとい
うことを御答弁願ひます。

○小山(進)政府委員 現在の政府案に
よりましますと、あと十年くらいはた
と毎年保険料として年に三百五十億程
度、これに国庫負担が加わりまして四
百五十億から五百億程度ふえて参るわ
けでございますが、この規模はちやう
ど現在の厚生年金の規模が現在それに
達しております。従つて毎年の積立金
の増といはしましては、それほど大き
なものではございません。しかしおし
やいまして、何年かたちまち参ります
これは相当の額になつて参ります。従
て運用についてはいろいろ工夫をし
て参らなければならぬわけございま
すが、現在構想されておりますところ
では、そのうちの政府が提出した分程
度は従来通り資金運用部に預託をす
る。残りにつきましては、これは現在大
蔵當局と私どもとの間にまだ意見が大
きく分れておる点でございまして、
も、努めてわれわれとしては被保険者
のためになるような、同時にまた年金
の財政にも積極的にプラスになるよう
な運用をしていくように考えたい、か
ように考えておるわけでございます。
○石山委員 貨幣価値が変動した場合
の答弁が一つ落ちました。
○小山(進)政府委員 積立金を貨幣価
値の変動にどう調整させるかという問
題について、現在行われております方
法で一つの参考になりますのが、アメ
リカのやり方でございまして。全体のう
ちの三割程度を比較的貨幣価値の動き
に敏感なものに投資をする。株式あた
りが一番そういう性質を持つてゐるよ
うでございまして、ただそうなります
と、これはまた相当巨額なものが株式
の買いに出ますことが、経済の上にか
なり大きな影響を与えますので、この
あたりは一つよく専門家の間で検討し
てもらつて、それぞれ運用を考えてい
きたい。ただ方法としてはそういう方
法があり得るし、また今後の積立金の
運用につきましては、従来のやり方の
ほかにそういうものも考えていくべき
であらうという考え方は、関係者の間
で論議されておるのでございます。
○石山委員 これをきめるに、やはり
何か為替レートを基準にするとか、あ
るいは日銀の物価指数を基準にして
やつていくとか、とにかく国民にめどを
与えないで、ただいたづらに調整する
という、その言葉だけで、為替レ
ト自体も政治力の現われにもなるわけ
であります。ただ調整するという
と、その時の政府の考え方、政治力
の反映のためにごまかされるという危
険性があるわけですね。ですから国民は
調整されることを損をかけるなどと言
われないで——昔われわれは二千円くらい
のお金があれば相当いい家が軒ぐら
い建つた、それを楽しみにしてみんな
無理して生命保険なんかかけたわけ
です。今二千円もあつて一体何になるか
という点になるでしょう。ですから
価値の設定の仕方は一体どこをめでに
しておるのであるか、やはり総合的な
観点において、そのときの国の経済の
観点において調整する、そういう言葉
になりまして非常にごまかされてしま
うのです。不安です。ですからある
いは為替レートを基準にする、日銀の
物価指数を基準にする、いやそうじゃ
ない、政府の総理府の調査を基準にす
るとかというふうな、どこかめどをつ
けさしてもらわないと、ただばく然と
したことでごまかされるという経緯
が前にもありますから、今政府で考え

ていることは一体どこを基準にして調整しようとなるのか。

○小山進 政府委員 ただいまのお話は、給付費の額を将来の経済変動に対応してどう調整するか、こういうお話であるわけでございますが、この点は前会申し上げましたように生活水準の推移というものをとらえて、そのときの各般の事情を考慮してきめるようにしていくべきものだ、かように考えております。

○石山委員 各般の事情などということとは、そのときになると、みんな逃げていってしまうのです。信用しないわけじゃないですよ。信用しないわけじゃないのだが、そういう変動期があると、みんな逃げていく可能性があるわけですから、今までの例からして、ですから国民生活の水準という言葉を、これもまたずいぶん広範囲で、一体国民生活の水準というのは、私いろいろ政府機関その他の官庁の統計など見てもいろいろ、みんな間違っているという事です。そして言い分がいろいろあるのです。労働省は労働省の言い分を立てるでしょう。人事院は人事院の言い分で、両方聞けばなるほど御無理ごもつともだ、それでは調査される対象の人員は変わるかという、そうじゃない。日本国民のある層をつかまえてやっている。そして現われてくるのは違うのですから、国民生活の水準と言われても、実に困るということなのだ。ですからやはり——今のお話はおそらく研究途上ですから、なかなかきっぱりしたことは出ないと思うのですが、年金問題は長年月を要する問題ですから、特にきちんとしたものを立てる必要があるのではないかと。物価変

動、貨幣価値の変動となれば、これはその国の状態が非常にゆれていて、これはだと思ふのです。ですから私おもしろい、あるいは払えないのかもしねですね。だからやはりそれはきちんとした、保障つけるような格好で問題を進めていっていただかなければならぬのではないかとふうに考えております。この前の大蔵大臣の答弁を聞いていますと、調整するという言葉を使っているのです。何で調整するかというと、何も説明してくれないのです。もちろん国家が責任を持って調整すると言ふから、これは間違いがないといへば間違いがないのですが、調整のやり方が、その大臣によつて違うと思うのです。佐藤さんがいるときは佐藤さん流の調整方式をとるでしょうし、池田さんが大蔵大臣になれば池田大蔵大臣流の、いわゆる麦飯食えとか、中小企業は首つりしてもやむを得ないというような調整方法をとるでしょうし、このごろは変つてしまつて、給料を二倍やるなどと景気のいいことを言つて調整しようとする、それで変わるのです。だから、私は基準を立てない調整方法には賛成できない、信用できないということなんです、簡単に言えば、ですから、一つそういう点で調整方法を明示すること、ばく然と国民生活の水準などという、どこへ行くか当てのないようなものを出しておいで逃げていふなどということは、私は誠意のあるやり方ではないと思う。国民生活の水準というものは、では今の現実が低位であるのか満足であるのかということ自体も、これは論議の過程になるわけでしょう。これはわれわれ最低だと言つてもいい、今の場合、あな

たたちの場合、これはいいところまできているのだ、みんな大蔵大臣も、岸さんの施政演説でもそう言っている。国民生活は向上したと言っている。いいところへきた。われわれはいいところにはいないと言っている。こういうのはやと人間の格好をしてきたのだと言っている。だから、国民生活の水準などという言葉は、とらえるところはないということ。そういうことを水準に問題を進めていくということ。は、いつでも権力者はごまかすことができる。言葉でごまかされるのはいけません。お金でごまかされるのはいけません。お金のやりきれませんからね。これはお金のやりきれません。あなたにだけいひやみを言つてもしょうがないのですけれども、十分一つ研究していただいて、早くそういうめどを発表していただくことを期待します。三十六年の四月に発足するといふから、少くともそれまでにちゃんと出してもらいたい。それから医療制度のことについてお聞きいたします。私は去年の一点半の問題等でお医者さんに会つたら、こういうことを言うのです。どうも厚生省は官僚制だ、しかも頭の悪い官僚制をやっていると言ふのです。お医者さんたちはこう言っているのです。頭のいいのは大学へ残つて先生になつたり、お医者さんになつて学位を取る、あとのかすが厚生省へ入つておれたちをいじめていると言ふのです。ほんとうですよ。これは私がいつも悪口を言うからまたかと思つてゐるかもしれないが、ほんとですよ。それほど皆さんの方でやりになることを、地方のお医者さんは苦々しく感じてゐるようです。今度の医療制度は、せんだつ

ても審議会から勧告みたいなものが出たようですが、皆さんの今お考えになつてゐる医療制度の方向というものはどうなんですか。やはり個人のものもちゃんと認めていくのでしょうか。しかし皆さんの指導なさる大勢としては、やはり医療設備の完備した病院を多く設けたいということではないですか。

○森本政府委員 今回設置を予定しております医療制度調査会におきましては、およそ三つの事項を検討したいと思つております。ただいまお話のように個人開業を認めないというようなことはございまして、およそ三つの大きな項目を考えております。一つは医療機関に関するものでございまして、医療機関の中には、御存じのように病院、診療所というふうなものがございまして、それらの定義でありますとか、分け方の問題、あるいはその機能をどういうふうにするか、あるいはそれぞれの規格をどうするか、大きさをどうするか、あるいはどれだけの人を置かなければならぬか、人的な問題、あるいは設備をどうするかというふうな物的な器具の問題、こういうふうなものと、それから医療機関の機能と関連いたしまして、それぞれの配置をどうするかというふうな問題、さらに関連いたしまして無医地区の問題等がございまして、これがざつと申しますと医療機関に関する問題であります。第二番目には医療関係者に関する、御存じのように医師、歯科医師あるいは看護婦、薬剤師、その他のものがございまして、それらの者につきましてのそれぞれの業務の分け方、あるいは身分の問題、資格の問題、さらに教育の問題、普及の問題、もう少し詳しくなり

ますとあるいは一般医と専門医の問題、こういうようなことを医療関係者に関する事項として検討いたします。第三番目には、御存じのように最近におきまして医療と予防と申しますか、医療機関の公衆衛生活動ということが問題になつております。あるいはまた社会保険の問題がいろいろございまして、それらの関連をどういうふうに調整するかというように、医療機関に関する全般的なこと、医療関係者に関する基本的なこと、さらに医療制度と他の制度の関係をどういうふうに調整するか、以上のような三項目につきまして検討いたします。

○石山委員 この医療制度調査会設置要綱あるいは国民年金審議会設置要綱の中に、二つとも「特別の事項を調査審議するため」と書いてゐるのです。この特別といふのは何なんですか。それこそ特別ですか、何でも何か問題があれば設置することの特別ですか、それともほんとうの意味の何かを目的にした特別ですか。

○森本政府委員 ちょっと特別といふ文句が見当らないのでございまして……

○石山委員 資料の六十二ページと六十四ページにございまして。

○森本政府委員 この要綱におきましては、医療制度につきましては医療に関する制度及びこれに関連する基本的事項について調査する、それから第二項に特別の事項を調査審議する、とございしますが、これだと思ひます。これはごく専門的なものにつぎまして、一般の通常の委員の御審議だけでは不十分だと思はれるものにつぎまして、専門委員を設置して調査したいと思ひま

す。たとえば先ほど申しました一例は適切かどうかわかりませんが、診療所、病院の規格ということなど、非常に専門的でございます。それで一般の医療制度に関する学識経験者だけの知識、あるいは審議だけでは足らぬという点がございまして、特にその部門について深く入って研究してもらい、その結論を審議会において審議するというようにするために、特に専門委員を設けるために規定したものであります。

○石山委員 そうすると、特別という言葉はそんなに重大な意味を持っていないかと思ひますが、次に家族計画普及事業の実施状況の中の資料で、三十四年度になりますと、お金なんかも半分に減っているわけですね。これは三十四年度で、もう大体こういう問題は終末に近づいているというのでございすか。

○森本政府委員 ただいま御指摘の予算の額の問題でございしますが、前年度よりも今年度が実は減っております。と申しますのは、これは府県に対する補助費でございまして、ところがこの仕事が多くなかなかむずかしいために、府県において思わしくないかない、あるいは所要の予算額を計上しないという事情がございまして、ここ一兩年の間不用品が予算の上に出て参りました。全部使ってもらいたいのではございしますが、困難な事情にありますために、不用品が出て参りましたので、本年度はその不用品を落しまして、実績の数字をあげて予算に計上した、こういう事情でございす。

○石山委員 今人口問題について、二人で何人生むのだ、こういうふうな計画をなさっているわけですか。

○森本政府委員 具体的に、子供の数が何人か適当であるかという数字は、これは非常に困難でございまして、そういうことは一律に結論は出ておりません。それぞれの家庭の状況、経済事情、あるいは母親の健康の問題、あるいは将来にわたって、何人人生んで、自分の家族であれば、いい子に育てられるかということはそれぞれの家庭によつて違ひますので、一律にそういうことは言えませんが、ただ今申しましたように経済的な事情、あるいは健康上の問題、それから将来にわたって育てられるかどうかという見込みを、よく夫婦におきまして検討して、適正な数をきめて生むのが適当であろう、こういうような指導の状況でございす。

○石山委員 厚生省は人口問題を一生懸命やることは私は適切だと思うのです。今の日本のいろいろな問題を突き詰めていきますと、学校の問題だって職業の問題だって医療制度の問題だって、みんな突き詰めていきますと、人口が多いという言葉に突き当たってくるのです。それを考えてみますと、無差別な考え方では、個々の問題はいろいろ、私はいろいろ事情があると思う。しかし国全体から見た場合に、いわゆる人口の膨張率というものと、産業のいわゆる伸張率というふうなもの、これは密接な関係があるわけなんです。それから、国全体から見て、私は手をこまねいて人口問題を論ずるというのはおかしいと思うのです。個々の問題は個々の問題であることもちろんです。しかし国全般から見ると、この人口問題を論

じなければ、私は厚生省は少し無責任ではないかと思うのです。厚生省のほんとうの任務は、そこをうんと突き詰めていって、年金制度でも医療制度でも、おのずから順調なものになるかならないかになってくるわけなんです。いわゆる人口問題を、あなたの方で個々の問題だなどと言っているのはちょっとおかしいのじゃないかと思う。やはりほんとうに勉強なさっておりますか。

○森本政府委員 日本の人口が多いということは、一般に知られておることでありまして、ところがこの人口を適正規模に移すということは、これは御存じのように一朝一夕にできない問題であります。かりにただいまの出生児の数を一家平均五人というものを三人に減らすといつたとしても、その結果が出てきますのは三十年、四十年先でございす。広く人口構成と申しますか、普通のピラミッド型の人口構成というものが最も望ましいものであります。が、そういう形に移していきまますのは、これは一朝一夕には参らないのであります。何十年かの間にそういうことになって参ります。でございすので、これを作爲的にどうこうする、しかも短かい期間に結論を得よう、目的を達しようというところは非常に困難でございす。それでただいまの段階で言えますことは、日本のこの人口構成の現状、あるいは将来のままで推移するならば、十年後あるいは二十年後、三十年後にはどういふ人口構成になつていくかということを検討して一般の者に知らせ、そういうことについて、現状、将来の姿というものを検討いたしまして、それを頭に置きまし

て、いろいろな施策をしていくというのが、人口問題研究の一つの着眼ではないかと思ひます。そういう人口構成のあり方というものををはっきりいたしましたならば、今後の出産の問題でございしますが、それを各人は何名ずつ生むのが適当であるかということまでは立ち入るわけには参りませんので、先ほど申したように、それぞれの人が現在並びに将来の日本の人口構成というものを頭にに入れて、また各人の家庭の経済力、健康力等を頭に入れて、そこで適正な子供を生むという考え方を持っていたらどうかというのが可能な方法であり、また適当な方法ではないかと思ひます。今厚生省でいろいろ人口問題の研究をやつておられますが、今申しましたような現在並びに将来の人口構成という考え方……

○内海委員長 政府委員に申し上げます。答弁はもう少し要領を得て、簡単に願ひたいと思ひます。

○森本政府委員 そういう前提のもとに指導しておるわけでございます。

○石山委員 この前に厚生省から出した、白書ではなかったのですが、書類として出たものには、老齢の人がだんだん医療がよくなるために数が多くなつて、あなたの方の言うのと違つて、逆ピラミッド型になりつつあるという図面を、あなたの方で発表されたことがあるのです。ですからそういうこと等も考へると、やり方がいろいろあると私は思ふのですが、一世帯で何人生むのが妥当とか妥当でないとかという論は別にして、放任しておくとことを私はおそれるのです。たとえば自衛隊員をふやすのは一種の失業救済だなどと自民党の諸君は言うのです。だからそんなに反対する必要はないじゃないか、ただ少し額の高い失業救済だなどと言う。それからまたあるときは、こういうことがあるのですよ。武力の輸出とともに人口を輸出するのだからいいじゃないか、こういうことをわれわれは満州事変のとき知つてゐるのです。それは人間が多過ぎるから、そういう弁解ができるような仕組みになるのです。もう二、三年たつとそういうことを言い始めてくると思ふのです。自衛隊が強くなつたから、人間も多くなつたから、どうもこのままではいかぬということこそそろそろ言い始めてくる危険性がなきにしもあらずです。ですから人口の問題は野放しにしないように……

○内海委員長 石山君、具体的な質問に入つて下さい。

○石山委員 具体的な質問です。家族制度の審査会、その設置法の中にあります。私は設置法について質問しているのだから、それでも私が同じことを三べんも四べんも言つてゐるというなら話はわかるけれども、何も言つていない。だんだん前進していつてゐるのです。あまりそう言わないで下さい。私はいつでも協力してやつてゐるのだから。

私は、十分にこの人口問題を把握して、そして厚生省で万遺憾なきような指導というか、子供とか愛情の問題とかいろいろあると思ひますけれども、宣伝する必要があると思ひます。人口の実態を国民によく知らしておくといいことも必要だと思ひます。膨張するところという経緯になるというところも私は必要だと思ひます。この設置法のあれから見ても、十分にそうい

う点も論議されて、やはり人口政策というものをば一つ持つ必要があるのではないかと、こういうふうな要望があります。

○内海委員長 受田さん、先ほど御要望されました児童局長はもう見えておりますからどうぞ。

○受田委員 簡単にお答えを願いたいのですが、今日日本の人道問題であたの所管の中に非常に重大な問題がある。それは混血児の現在及び将来の問題です。先ほどお尋ねしたのでありますが、この終戦以後の不幸な時代の悲劇の所産として現われた混血児たちに対して、どのように国はあたたかい処遇をしておるか。外交上においては、この子供たちを生み落した駐留軍の母国においてどういう責任をとうとうとしておるか。内政的には、一般の子弟と比べて不幸な差別を事実上受けているこの人々に対して、その差別、不幸を埋めてやろうという配慮をどういうふうにしていくのか。そしてこれらについて数字的にはこの混血児の数はどれだけあるか。また終戦直後でなく、現在なおもこういう不幸な子供が生まれつつあるのではないかと、あわせて数字的にも御答弁を願いたいです。

高田(浩)政府委員 いわゆる混血児のうちには、よほどこころない事情で生まれたものもだいぶいるという話は、お話の通りでございます。これらのものにつぎましては、家庭の事情等を考慮しまして、児童福祉法による児童福祉施設に積極的に収容をする、そこで生活上の問題あるいは教育上の問題について十分にお世話をする、そういう措置を私どもとっております。昨年の四

月の調査でございますが、現在それらの施設に入っておりますいわゆる混血児は約二百八十名おります。もちろんこの施設に入っております児童の数は、最近におきましては年々減少いたしておるのでございます。一方これらにつきましては米国の国から養子縁組の申し込み、引き取りの申し込みというものがございまして、もちろんこれは非常にデリケートな問題でもございまして、それぞれ事情が異なるわけでもございまして、私どもとしましては積極的に協力をして、これらの調査あるいは具体的な申し込みに対する応答の可否という点について慎重に検討をして、いやしくも児童の人権等に差し支わりのないような形において、これらを実施するという措置をとっているものでございまして、気持の問題としましては、養子縁組等によりましてそれぞれ別の国に落ちつくということが一つの解決方法であることは、私も十分承知をいたしておりますけれども、それはそれとしてやはり個人々々の児童というものが何よりも大事でございまして、それらをからみ合せながらこれらの問題の施策を進めているような状況でございますし、またこれらについては米国のその他の福祉団体等においても十分な理解を持って、それぞれに引き取りを容易ならしめるための措置について、配慮をいたしておるような状況でございます。なお現在も年々こういう不幸な結果によつて生まれる子供があらはれないかという御質問でございますが、これは具体的な数字は正確には私ども把握をいたして

おりませんし、従つてお答えできないのは非常に残念でございますけれども、その数は非常に少なくなつてきているというふうには承知をいたしております。なおこれらの児童のさしあたって教育の問題、これはまだ社会に出て活動するところまでは至つておりませんが、教育の問題等につきましては、先ほど申し上げました児童福祉施設から教育の施設に入るという場合もございまして、あるいは施設の中に特殊の分教場等を設けて教育をしていくところもございまして、これら点については遺憾のないように私ども十分気をつけて参りたいと思ひます。

○受田委員 児童福祉施設に収容されている子供の数はわかつたのですけれども、収容されてない混血児の概数はおつかみになつておられると思ひます。

○高田(浩)政府委員 ちょっと数字が古いのと、もう一つは正確の度合いについて多少の疑念もございまして、であつて申し上げましたが、二十八年の二月に調査いたしましたいわゆる混血児、これにはもちろん相手の國も一國、二國ではございまして、非常に数多くの國が含まれておることは言うまでもございませんが、それによりますと約四千名でございます。この調査自体あるいは調査の対象等については、これよりほかはない、あるいはこれより以上にはならないという意味での正確の度合いについては、私ども確たる確信を持っておりますが、大体の数字は御推察を願いたいと思ひます。

○受田委員 これらの関係諸國のその

子供たちの扶養の義務、養育費というふうなものに対する考え方はどういうふうになつておるのか、養育費を、たとえば児童福祉施設などに對しても適当な額を援助しておるのかどうか、これもお答えを願いたいわけですが、

○高田(浩)政府委員 これはその当該個人において、いわゆる母親たる者に對して何がしの養育費的なものを供しておることもございまして、してないものももちろんあります。これらについてはつまびらかにいたしておりません。なお一般的に当該國の有志の方々から、そういった施設なりあるいは児童福祉のために相當な寄付を行なつておることはございまして、その個人々々のケースにつきましては、これは具体的なケースによつて違つてはありますが、それらの点についてはつまびらかにいたしておりません。

○受田委員 これらの關係諸國が、そのした不幸な子供に対する養育費その他を公式に保障するというような責任をとつておられないことは、大へん残念なんです。個人々々がやる、やらない者もある、こういうことになりますと、子供を持った女性がどれだけ苦勞するかということ、その収容施設に入れられないで、どこかへ預けられていく子供なんかがどんなに難儀をしていくかということも考えるときに、國際問題として日本政府が何か責任追及の手をあげてみてはどうですか。その点については公式の援助、公式の保障というものは全然ないわけですね。

○高田(浩)政府委員 個人々々の問題につぎましては、先ほど申し上げたようにそれぞれの家庭の事情等を勘案い

たしまして、困る者につきましてはできるだけ施設へ収容をし、それから母親につきましては、一般の母子福祉対策として、十分援助の手を差し伸べる、そういうふうな国内的な施策をやつて参つておるわけでございまして、國際的には、これは現在私どもの承知している範囲においては、もちろんございませんが、しかし児童福祉についての方針は、やはり國によつて違つていくところもございまして、あるいは國に於ける意味において、いろいろな國体が指導的な立場でやつておるところもございまして、そういう意味においていろいろな形で日本の児童福祉のために、關係の國から金の寄付その他についての行為があることは先ほど申し上げた通りでございますが、國自体がいわゆる外交上の問題として、この問題に積極的な援助の措置をするという点については、私算でございまして承知をいたしておりませんが、ただいわゆる孤児の入國等については、米國等においては法律上特別の取り計らいをいたしております。

○受田委員 大へん残念なことですが、これも、個別に責任を感じてやつてくれている人もあるという程度で、外交上の公式の手續として、日本に取り残された、彼らはなほだ不徳な行為によつて生まれた子供に対する責任を負うてない。こういうことについては堂々と、賠償問題などもあるのですから、思い切つて外交上の交渉事項にして努力してみられることは必要じゃないですかね。それを泣き寝入りしてが

まんをしていという今のような御答弁では、私はなだ納得できません。大体彼ら自身が責任を感じていない、国として責任を感じていないというのに対しては、これは何らかの方法をもって外交交渉に乗せる必要はないか。厚生省としては、そういう外交交渉も含めた責任省として、この問題を解決される熱意を示してもらいたいと思うのです。

○高田(港)政府委員 これは、私の意見に關係することが多いわけでございしますが、國際私法上の問題となるものについては、それに應じて措置がとられるわけでございすけれども、しかし一般的に國自体が云々ということについては、今直ちにこういう措置をとるといふことは申し上げることを御遠慮いたしたいと思ひます。

○内海委員長 だいたい時間も過ぎておりますけれども、いましばらくの間ごしんぼうをお願いしまして、本案の審議に御協力あらんことを切望いたします。

石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 國民年金法案とこの厚生省設置法の一部改正法案が通過成立いたしますと、年金局というものができると、職員も従つてふえることになるわけで、その分だけ、年度の定員法の改正案の中で、大体千八百七十六人ですが、増員が見込まれておるわけでございすが、その中には他の省庁において整理される職員を引き取るといふ話が進められておるやに聞いております。具体的に申し上げますと、調達庁の職員が三百二十名程度整理されるわけですが、このうち百人程度を年金局の方で引き取るというふうな説明がなされておるようござい

すが、この点厚生省当局として責任を持つてやるといふことが言えるかどうか。その際、現在調達庁において保障されております等級というものの十分考慮され、保障されるものであるかどうかといふことをまずお尋ねいたしたいと思ひます。

○小山(進)政府委員 だいたい仰せの通り、明年度の予算で千八百名年金関係でふえることになっております。このうち六十名が中央でございまして、残りは各府県に配分するわけでございしますが、その中に、たゞいま仰せの通り百名程度調達庁の方から採用してほしいという申し出がありまして、これは前回も申し上げたこととございまして、一方にふえるところがあり他方に減るところがあると思はれ、これは進んで条件の許す限り迎へるべきだ、かように私も考えて調達庁と御相談しております。

なお、現在の等級あるいは等級がどうなるかといふことでございすが、ただいま申し上げましたように、千七百四十名の職員は、一府県にしますと三十五名程度になるわけでございすので、器の方に一つの条件はございすけれども、努めて相互に一つ工夫いたしまして条件に当てはまる人を迎へ、直接縮小される部門にそういう人がなかつたならばはかの部門から振り向けてもらひ、調達庁は調達庁として出血をしないように済ましていく、私どもの方もできるだけ器の点を工面いたしまして仰せの通りにいたしたい、かように考えております。

○石橋(政)委員 調達庁から引き取ると同時に、農林省の方の統計調査部関係からも、やはり百人引き取るという

ようなことが説明されておつたようです。この点は、内閣委員会の与野党一致の修正によつて、おそらく削減がなくなるのではないかとこのうふうに考えられるわけですが、そういういたしますと、農林省から年金局に當て込んでおつた百人といふものは、自然になくなるわけで、その分を、調達庁関係でさらにたくさん希望者がおつた場合に受け入れる余地があるかどうか、その努力をしていただけるかどうかといふことを一つお尋ねしておきたいと思ひます。

○小山(進)政府委員 どうも私もどつともして大へん前提を置いてお答え申し上げにくいわけでございすが、氣持なり事情は先ほど申し上げたような考え方でございすから、將來もしいろいろまた事情が變りましたならば、十分そういう事情に應じて善処をいたしたいと思つております。

○石橋(政)委員 それでは私も定員法、給与法に關連して厚生省に尋ねたいことはまだたくさんあるわけでございすけれども、時間もあまりございせんので、あらためて両法案審議の際に御出席を願ふことにいたします。

ただ今の問題で申し上げますと、調達庁の三百二十名の今度整理されます人たちのうち、百人を年金局の方でとつていただく、残りを防衛庁の方で引き取るというふうな話があるわけですが、大體の希望として、年金局の方へ行きたいといふ人の方が多いのじゃないかという感じがするわけですが、せつかくそういう希望を持つておる職員がおるわけでございますから、なるべくその希望を達成してやれるようにしてもらいたい。われわれ委員会としては、先ほ

ど申し上げたように、統計調査部の減員は修正してやめるといふ方向で進んでおるわけですから、これが実現いたしましたら、十分一つ考慮していただきたいといふことを要望しておきたいと思ひます。

○内海委員長 他に質疑はありませんか。——御質疑があれば、これにて本案についての質疑は終了いたしました。

本案に關し、受田新吉君外二十九名より自由民主党及び社会党共同提案にかゝる修正案が提出されております。この際本修正案を議題とし、提出者よりその趣旨の説明を求めます。受田新吉君。

厚生省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

厚生省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和三十四年四月一日」を「公布の日」に、「同年十一月十六日」を「昭和三十四年十一月十六日」に改める。

○受田委員 厚生省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案を朗讀いたします。

厚生省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

厚生省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。附則中「昭和三十四年四月一日」を「公布の日」に、「同年十一月十六日」を「昭和三十四年十一月十六日」に改める。

これは施行期を国会の審議とらひ合せて、こういうふうな改めなければならぬ段階に至つたからでございす。

○内海委員長 本修正案について御質疑はありませんか。——御質疑がなければ、これにて本修正案に対する質疑は終了いたしました。

これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。別な討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず修正案について採決いたします。本修正案を可決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よつて本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これを可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立総員。よつて修正部分を除く原案は可決いたしました。これにて厚生省設置法の一部を改正する法律案は修正議決いたしました。

○内海委員長 次に農林漁業基本問題調査会設置法案を議題といたします。御質疑はありませんか。——御質疑がなければ、これにて本案についての質疑は終了いたしました。

本案に關し高橋順一君外二十九名より、自由民主党及び社会党共同提案にかゝる修正案が提出されております。この際本修正案を議題とし、提出者よ

りその趣旨の説明を求めます。高橋順一君。

農林漁業基本問題調査会設置法案に対する修正案
農林漁業基本問題調査会設置法案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「昭和三十四年四月一日」を「公布の日」に改める。

○高橋(順)委員 まず修正案を朗読いたします。

農林漁業基本問題調査会設置法案に対する修正案
農林漁業基本問題調査会設置法案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「昭和三十四年四月一日」を「公布の日」に改める。

その提案の理由を説明いたします。

原案の附則第一項の規定の、「この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する」という予定の施行期日が明日に迫っておりますので、法律案の成立、公布される時間的余裕がないように思われますから、この際これを公布の日に改めることが適当だと考えます。これがこの修正案提出の理由であります。何とぞ御賛成をお願いいたします。

○内海委員長 本修正案について御質疑はありますか。――御質疑がなければ、これにて本修正案についての質疑は終了いたしました。
これより原案及び修正案を一括して討論に入りますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず修正案について採決いたします。本修正案を可決するに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○内海委員長 御異議なしと認めます。よって本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕

○内海委員長 起立総員。よって修正部分を除く原案は可決いたしました。これにて農林漁業基本問題調査会設置法案は修正議決いたしました。

ただいまの農林漁業基本問題調査会設置法案に關し、岡崎英城君外二十九名より自由民主党及び社会党共同提案にかかる附帯決議案が提出されております。この際、本附帯決議案について提出者よりその趣旨の説明を求めます。岡崎英城君。

○岡崎委員 ただいま通過いたしました農林漁業基本問題調査会設置法案の重要性にかんがみまして、その構成、その作業並びにその調査会の答申等に關連して、左記に述べますような附帯決議を付して、政府に善処方を望みたいと思ふわけでございます。

農林漁業基本問題調査会設置法案に關する附帯決議案
本調査会の使命の重大性に鑑み政府は本法実施に當つて特に左記事項に關して遺憾無きを期すべきであります。

記
一、調査会委員の選任に當つては広く学識経験者の衆智を集約し得る

様慎重に配慮し、苟しくも特定の政治的立場に偏するが如き構成を嚴に排すること。

一、本法の有効期間内に政府において農林漁業に關する基本政策を立法化することを目途として、これに必要な答申を可及的短期間内に為し得る様作業を進めること。

一、政府は調査会の答申を尊重して、これを立法化すると共に必要な財政措置を講ずること。

○内海委員長 本附帯決議案について採決いたします。本附帯決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○内海委員長 起立総員。よって本附帯決議案は可決いたしました。

なお、兩案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○内海委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。午後二時三十分より再開することいたします。
午後一時十八分休憩

〔参照〕
厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二九号)に關する報告書

農林漁業基本問題調査会設置法案(内閣提出第九三号)に關する報告書(別冊附録に掲載)

内閣委員会議録第二十一号中正誤

- ベシ段 行 誤 正
- 三四 五 省昇格 省に昇格
 - 二一 六 認めるころ 認めるところ
 - 二二 末八 彈導 彈道
 - 三三 七 とるいうこ とは、
 - 四四 三 平に根強い 常に根強い

内閣委員会議録第二十二号中正誤

- ベシ段 行 誤 正
- 五三 七 微妙 微妙
 - 七二 末三 あろうと 思つて
 - 三二 三 改定の趣旨 協定の趣旨
 - 一四 二 六 防衛庁のの 防衛庁のみ
 - 一四 三 六 ございます ございませ
 - 四三 三 九 軍事的 軍事的
 - 四三 三 九 防諜法 防諜法
 - 四三 三 三 防衛法 防衛法